

## ゼロエミッションラボ沖縄 会則

(名称)

第1条 本会は「ゼロエミッションラボ沖縄」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、沖縄県内における顧問または事務局長いずれかの住所地に置く。

(目的)

第3条 本会は、気候変動をもたらす地球温暖化を緩和するために、2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなる社会を目指し、沖縄から持続可能な社会の形やしくみを提案し実現していくことを目的とする。

2 本会は、2030年まで本目的のもとに活動を継続するものとする。

(活動・事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 温暖化対策プラットフォームの運営事務に関すること。
- (2) 温暖化対策と持続可能な社会を推進するための事業。
- (3) その他、前条の目的を達成するために本会が必要と認めたこと。

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同した者とする。会員は、自主的に本会の活動に参加または関与し、本会の活動の活性化に貢献することが求められる。

(入会・退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、事務局長の承認を得るものとする。また会員は、会の申し出により、任意に退会できる。

(役員)

第7条 本会の事務局内には、次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会計監査 1名
- (4) 理事 5名以内

2 事務局は顧問・事務局長・会計監査・理事で構成し、本会の業務に関する意思決定を行う。

3 役員は、総会において会員の互選により選出する。ただし会計監査は他役員との兼任はできない。

4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

5 役員本人または会員の申し出により、任期内において役員の退任・交代をすることができる。その場合は臨時措置として事務局において新役員を選任し業務にあたらせると共に、次の総会において新役員の承認を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 顧問は、他の役員と協力して会務に関する指導・総括を行う。
- 2 事務局長は、本会の運営事務と会計を担う。
- 3 会計監査は、本会の会計および資産の状況を監査する。
- 4 理事は事務局長に協力し、本会の運営業務を行う。

(資産)

第9条 本会の資産は、次に掲げるもので構成される。

- (1)事業収入
- (2)寄付金品
- (3)その他の収入

(総会)

第10条 本会の総会は、年に1回以上開催する。総会は会員の過半数以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の賛成によって承認される。

- 2 やむを得ない事情で出席できない会員は、委任状又は表決書面を提出することにより、出席者の数に加えるものとする。
- 3 総会では、以下の事項について審議し承認を行う。
  - (1)事業報告および決算
  - (2)事業計画および予算
  - (3)事業の変更
  - (4)役員を選任および退任
  - (5)会則の変更
  - (6)その他、本会則に定めのない事項
- 4 総会は、顧問もしくは事務局長が必要と認めた時に召集される。
- 5 総会の議長は、会員の互選により選出される。

(事業報告および決算)

第11条 本会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書および決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得ることとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(解散)

第13条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の承認

(2) 活動を行わない期間が3年以上続いたとき

(3) 他団体への変更、合併

2 解散に際し、資産の残余がある場合は、総会において適当と認められた団体・個人等に寄付する。団体・個人等については会員の関与の有無は問わない。

(変更)

第14条 本会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則

この会則は、2020年12月15日から施行する。

2023年5月20日改訂